

平成29年度社会福祉法人昭和村社会福祉協議会事業計画書

【基本方針】

社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、社会福祉法人としての「公益性」と、広く住民や地域の社会福祉関係者に支えられた「地域性」と「自主性」をあわせ持った組織です。そのため、社会福祉協議会の責務には、住民主体の理念に基づき、①地域の福祉課題の明確化、②地域に必要な社会資源の研究開発及び実施、③自己決定を支援するための情報提供や連絡調整、④日常生活に不安のある方々に対する権利擁護、⑤各種支援施策の実現に向けた行政等への要望活動、⑥社会福祉法人としての地域への貢献活動 等々の役割と対応があり、近年さらにその重要性と注目度が高まってきております。

本会といたしましては、個々の住民が抱える生活課題や村及び村内各地区が抱える地域課題をしっかりと受け止め、生活者の立場から、役職員が一丸となって課題克服に向けた取り組みを推進していかねばなりません。そのためには、時代に即応した事業展開を心がけ、従来事業に対する見直しや必要度の高い事業への積極的な取り組み、そして行政に対する要望活動等に力点を置いてまいります。また、市町村を取り巻く情勢や本会自主財源の確保等、厳しい環境に置かれていることを十分理解し、限られた予算を最大限に活用しながら、以下の重点目標に沿って事業を推進し、地域住民のさらなる福祉向上に努めてまいります。

【重点目標－〇実施事項】

1. 社会福祉協議会の体制強化

① 役員及び評議員機能の充実に努めます

- 理事会・評議員会の定期的開催(定例会・臨時会他)
- 監事監査における監査事項の充実

② 役職員の資質向上と組織体制の強化に努めます

- 役職員の資質向上のため、研修会等への積極的参加及び資格取得の奨励
- 業務の効率化と事務・業務分担の適正化
- 経理の透明性確保のための内部監査の充実(月次報告の徹底)

③ 財政基盤の確立に努めます

●会員の加入促進(一般会員・特別会員・賛助会員・村外協力会員)

- ⇒除雪支援事業等村外利用者への積極的加入依頼
- ⇒寄附金税額控除対象法人を目指すため、対価性のない賛助会員及び村外協力会員の加入促進(平成33年度まで)

○各種補助・受託事業の検討

- ⇒社協の基盤整備や財源確保に向けた積極的働きかけ
- ⇒除雪支援事業の村事業への格上げ・受託、村除雪機械貸出事業の受託

○積立金(福祉積立金及び運営積立金)の適正管理と用途計画の検討

○共同募金運動の積極的展開

○自主財源確保に向けた方策の検討

⇒新規事業の開拓、既存事業の内容検討、各種団体事務の受託方法の検討(出納業務等の委託契約締結等)など

④その他体制強化に努めます

○定款及び諸規程の整備充実

⇒時代に適合した諸規程の改定及び制定

○待遇マナーのさらなる向上(苦情等への対応を含む)

●新たな地域貢献活動への取り組み検討

2. 地域福祉の推進

①調査及び要望活動の充実に努めます

○定期的な調査活動の実施とそれに基づく行政への要望活動

②相談事業の強化に努めます

○心配ごと相談(福祉総合相談)の受け入れ

⇒会津坂下町・西会津町・柳津町・三島町・金山町との相互受け入れの継続実施

* 事務局対応:担当職員による電話・来所・出張相談受付

* 心配ごと相談員対応:地域における個別相談受付(随時)

* 法律相談(弁護士:年1回/司法書士:年2回(福島県消費者行政活性化交付金事業))

○関係専門機関との連携による問題解決への取り組み促進(横断的対応)

③要援護者に対する経済的支援及び自立支援に努めます

○生活福祉資金貸付事業による要援護者への経済的支援及び自立援助

○生活安定資金貸付事業による要援護者への緊急的経済支援

○成年後見制度に関する啓発及び利用促進

○あんしんサポート事業による自立生活支援

○権利擁護センター(仮称)の設置に向けた検討実施

⇒あんしんサポート事業と成年後見制度の連続的実施へ向けた体制整備(法人後見体制整備に向けた準備検討)

●「よつばの会(小規模作業所)」活動を通じた日中活動の支援強化

⇒すみれ荘周辺の環境整備を通じた生活困窮者等自立支援対策への試み
(よつばの会受託事業支援)

④本会所有(管理)車両及び器具備品の利活用による住民の社会参加促進に努めます

○本会所有(管理)車両の利用促進及び効率的運行管理

○福祉車両譲渡に伴う車椅子同乗軽自動車貸出事業の廃止

⇒昭和福社会への事業移管

●除雪機械貸出事業の実施(新規)

●車両更新の計画的な実施(除雪機械運搬用車両の整備)

○器具備品貸出事業(主に車椅子)の実施

⑤ ボランティア活動の推進に努めます

- ボランティア関連情報の提供及び交流の促進
⇒外部ボランティアの受け入れを通じた交流人口増加への取り組み促進(NPOとの協働により福祉の側面から交流人口増を目論む)
- ボランティアセンターにおける相談・登録あっせん事業の推進
⇒自主運営ボランティア団体への支援強化
- 大規模災害時に設置する災害ボランティアセンター運営基盤の強化推進
⇒地域防災計画における社会福祉協議会の法的位置づけを含めた在り方の検討及び要請

⑥ 地域の福祉力向上促進に努めます

- 昭和村生活支援体制整備事業の受託
⇒生活支援コーディネーターの配置による自助・共助に基づく地域づくり支援
- 地域の福祉力向上促進事業
⇒地域の福祉力向上を図るための小地域集いの場(※)の開設・運営検討
(※)小地域集いの場(サロン事業)とは、小地域を拠点として、当事者である高齢者と地域住民とが一緒に企画をし、内容を決め、運営していく、楽しい仲間づくりの場のことを言います。地域内の支え合いにより、福祉力の向上を図りながら、見守り活動や介護予防、生きがいづくりにつながると考えられています。
⇒地域の福祉力向上を図るための住民支え合い事業の拡充強化
⇒緊急時及び災害時対応(要援護者避難支援を含む)における福祉救援体制の整備(民生児童委員協議会等との連携強化)

⑦ 共同募金活動の推進に努めます

- 赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金の適正な実施と配分

⑧ 赤十字事業の推進に努めます

- 義援金募集等の迅速対応及び献血事業の普及促進

⑨ 民生児童委員協議会との連携強化に努めます

- 緊急連絡カード配備事業の配備普及
- 福祉票の整備普及

⑩ 住民参加型在宅福祉事業の推進に努めます

- 除雪支援事業の実施
⇒支援者確保に向けた作業単価の見直し(抜本の見直しを含めた検討の実施)
⇒運搬車両(過積載対策)の確保に向けた助成事業の創設
- 住民支え合い事業(ちょっとしたニーズへの対応)の実施
⇒対象者のさらなる増加と支援者確保への対策及び支援方法の検討

⑪ その他地域福祉事業の推進に努めます

- 一人暮らし高齢者世帯等対策事業の実施
⇒心配ごとの早期解消と孤立化防止対策としての親睦事業(ゆゆへいり倶楽部など)の実施
- 子ども会交流支援事業(少子化に伴う子ども会への活動支援)
- よつばの会(小規模作業所)の運営支援(障がい者の地域生活支援)
- ボランティア団体へ活動支援(自主運営団体の育成)

3. 広報・啓発活動の強化

① 定期的な広報活動の実施に努めます

- 「社協だより」「てのひら」(年4回)」の発行

- 「社協ニュース(随時)」、「こねっと!(年12回)」(広域化・共同化事業)の発行
- 「ホームページ」の積極的運用
 - ⇒広報媒体の充実による外部支援の誘致促進
- ②その他啓発事業の推進に努めます
 - リサイクル運動の推進
 - ⇒アルミプルタブ、書き損じ葉書、裏面リサイクル、使用済み切手等

4. その他

- ①保健・医療等関係機関との連携強化に努めます
 - 各種支援方策検討に係る横断的協議の積極的実施及び具体的施策への反映
 - 地域福祉計画及び地域福祉活動発展計画の策定に向けた準備検討
- ②事業の広域化を検討してまいります
 - 実施事業の整理及び広域的実施が可能な事業の協議検討
- ③団体事務の適正な実施に努めます
 - 内部監査の定期的な実施
- ④その他本会の目的達成のために必要な事業の推進に努めます
 - 物品購入に係る村内業者等の積極的活用